

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）（以下、「女性活躍推進法」という。）第 20 条第 1 項、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画等に関する省令（平成 27 年厚生労働省令第 162 号）第 19 条及び事業主行動計画策定指針に基づき、女性の活躍に関する情報を以下のとおり公表します。

- 採用した労働者に占める女性労働者の割合（令和 3 年度実績）

総合職：50%

一般職：100%